

京都市告示第 325 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 31 日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛北第三経 1 号線	左京区岩倉幡枝町214番地の2地先から 同町175番地地先まで	旧	メートル 174.00	メートル 6.00 ~ 12.00
		新	173.90	6.00 ~ 12.01
洛北第三経 2 号線	左京区岩倉幡枝町181番地地先から 同町174番地地先まで	旧	74.80	6.00 ~ 12.00
		新	74.80	6.00 ~ 12.03
洛北第三経 3 号線	左京区岩倉幡枝町232番地地先から 同町257番地地先まで	旧	217.90	12.00 ~ 22.90
		新	217.10	12.00 ~ 22.90
洛北第三経 4 号線	左京区岩倉幡枝町249番地の1地先から 同町257番地地先まで	旧	174.20	6.00 ~ 11.70
		新	175.10	6.00 ~ 11.70

洛北第三経5号線	左京区静市市原町841番地地先から	旧	45.50	6.20 ~ 12.50
	同区岩倉幡枝町269番地地先まで	新	44.90	6.20 ~ 11.20
洛北第三緯2号線	左京区岩倉幡枝町184番地地先から	旧	100.50	6.00 ~ 12.00
	同町251番地地先まで	新	100.40	6.00 ~ 12.00
洛北第三緯3号線	左京区岩倉幡枝町251番地地先から	旧	317.30	6.00 ~ 11.30
	同町265番地地先まで	新	317.70	6.00 ~ 13.80

(建設局土木管理部道路明示課)